

オ) 幹線道路沿道地域

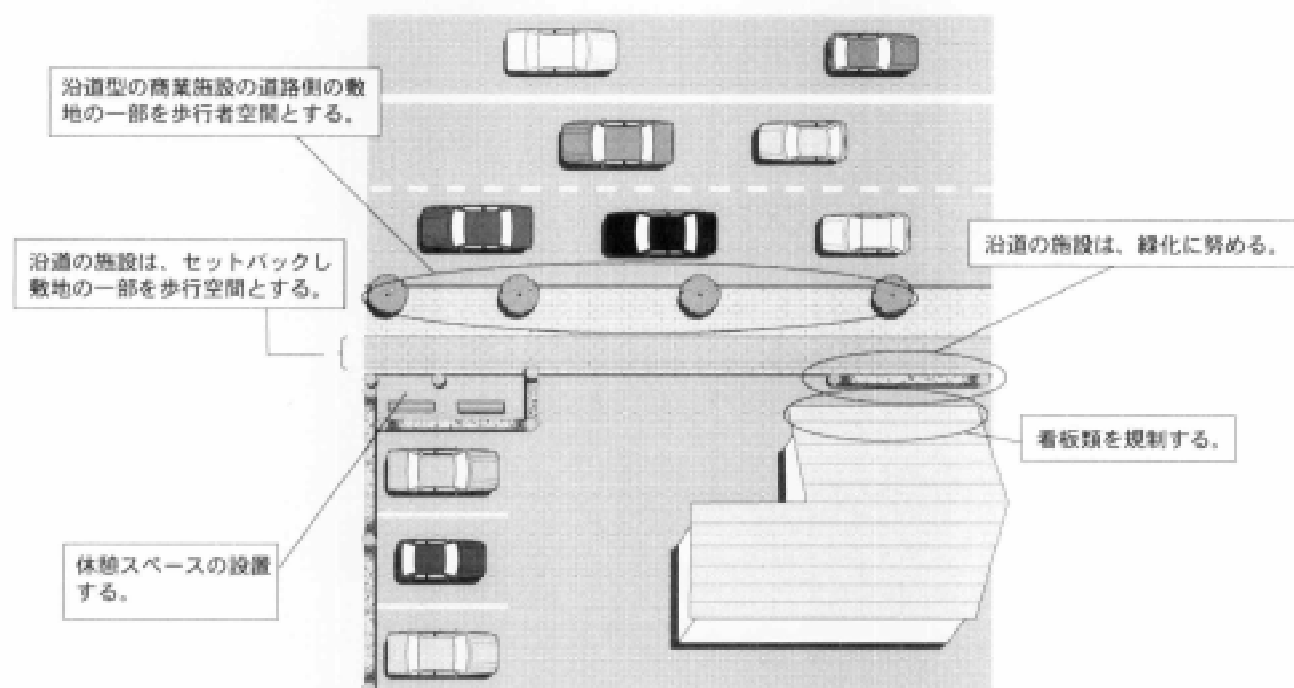
- ・宮前区には、尻手黒川線や国道246号などの幹線道路が通っています。これらの沿線は、沿道型の商業施設が立地し、無秩序な市街地が形成されつつあります。
- ・このような幹線道路沿道地域では、地区計画などを用いて次のような景観を整備していく必要があります。

→地区計画などを用いて次のような景観を整備する。

- ・沿道の施設は、セットバックし敷地の一部を歩行空間とする。
- ・沿道の店舗は、緑化に努める。また、休憩スペース等を設置する。
- ・看板類を規制する。

→街路樹を植栽し、連続性のある街路空間を確保する。

■幹線道路沿道地域の景観づくりのイメージ



カ) 商店街

- ・宮前区内には、小規模な商店街がいくつかあります。しかし、宮前区の商店街も他の地域にみられるように近年の景気の影響により閉店したところがあり、いわゆる“歯抜け”状態になっている商店街が多くみられ、商店街の活性化が求められています。このようなことから、にぎわいとうるおいのある商店街を取り戻すために次のようなことが必要です。

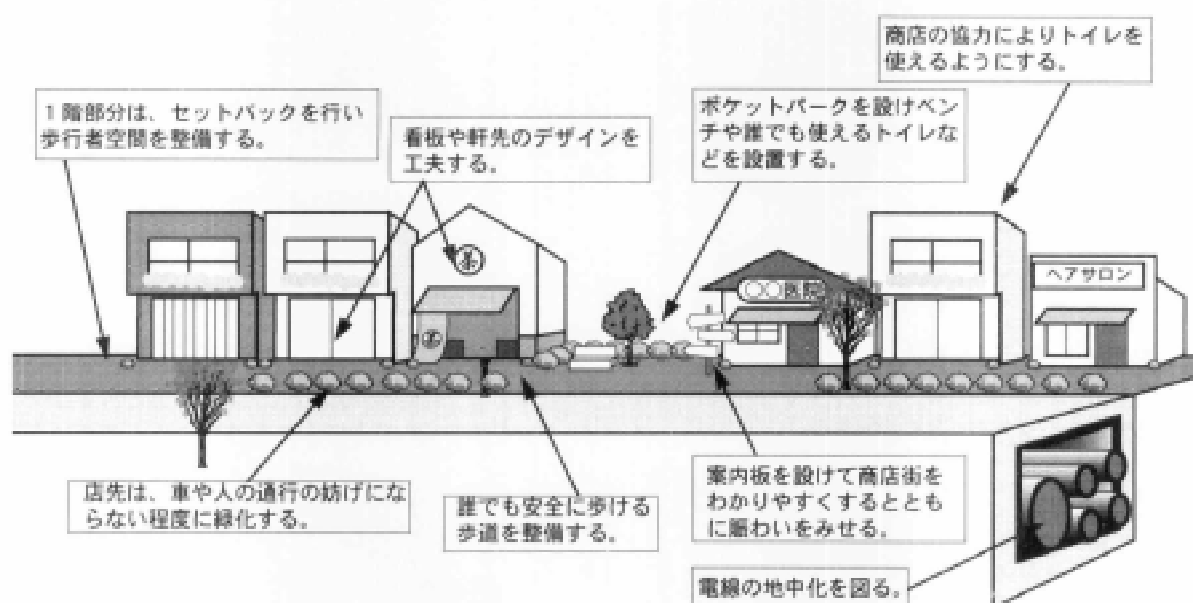
→地区計画などを用いて次のような景観を整備する。

- ・看板や軒先のデザインを工夫して個性的な街並みをつくる。
- ・店先は、車や人の通行の妨げにならない程度に緑化する。
- ・1階の部分は、セットバックを行い歩行者空間を整備する。

- 誰でも安全に歩ける歩道を整備する。
- 案内板を設けて商店街をわかりやすくするとともに賑わいをみせる。
- ポケットパークを設け、ベンチや誰でも使えるトイレなどを設置する。
- 共同溝を整備して電柱をなくす。

・これらについては、商店街と地域住民、行政が協働して検討していく必要があります。

■商店街の活性化のための景観づくりのイメージ



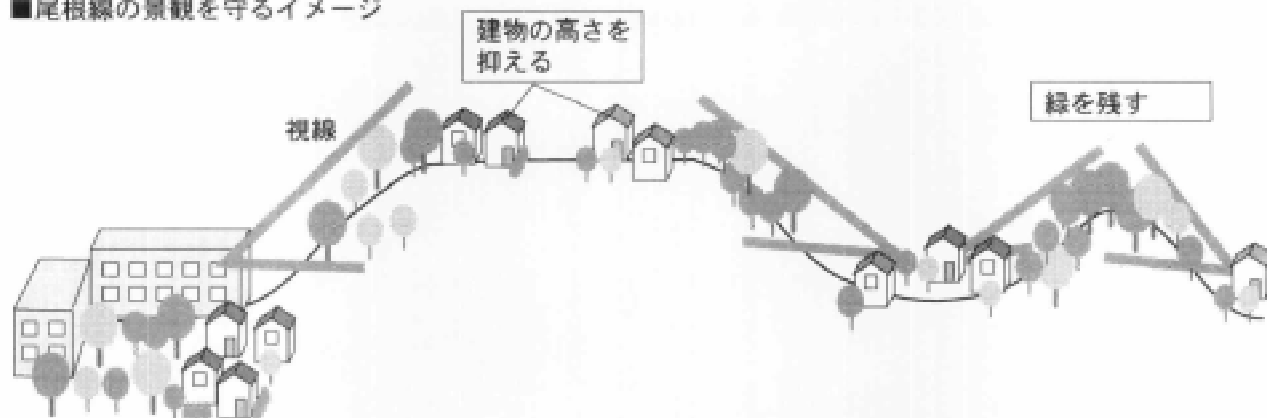
b. 地形に合わせた景観づくり

- ・宮前区は、地形の起伏が激しく変化に富んでいます。区内には、丹沢越しの富士山や東京の高層ビル街などのすばらしい眺望が楽しめる場所が多くあります。しかし、近年、中高層の集合住宅の建設が多く行われ、このような眺望が楽しめる場所も失われつつあります。

【対応方法と考えられる都市計画手法】

- ・尾根線の景観を守っていく必要があります。
 - 地区計画などを用い次のようなことを行っていきます。
 - ・高台に建つ建物の高さを抑える。
 - ・住宅の塀を生垣にする。
 - 尾根線は公園や道路などにして、尾根線に建物を建てない。

■屋根線の景観を守るイメージ



c. 地域に合わせた公園づくり

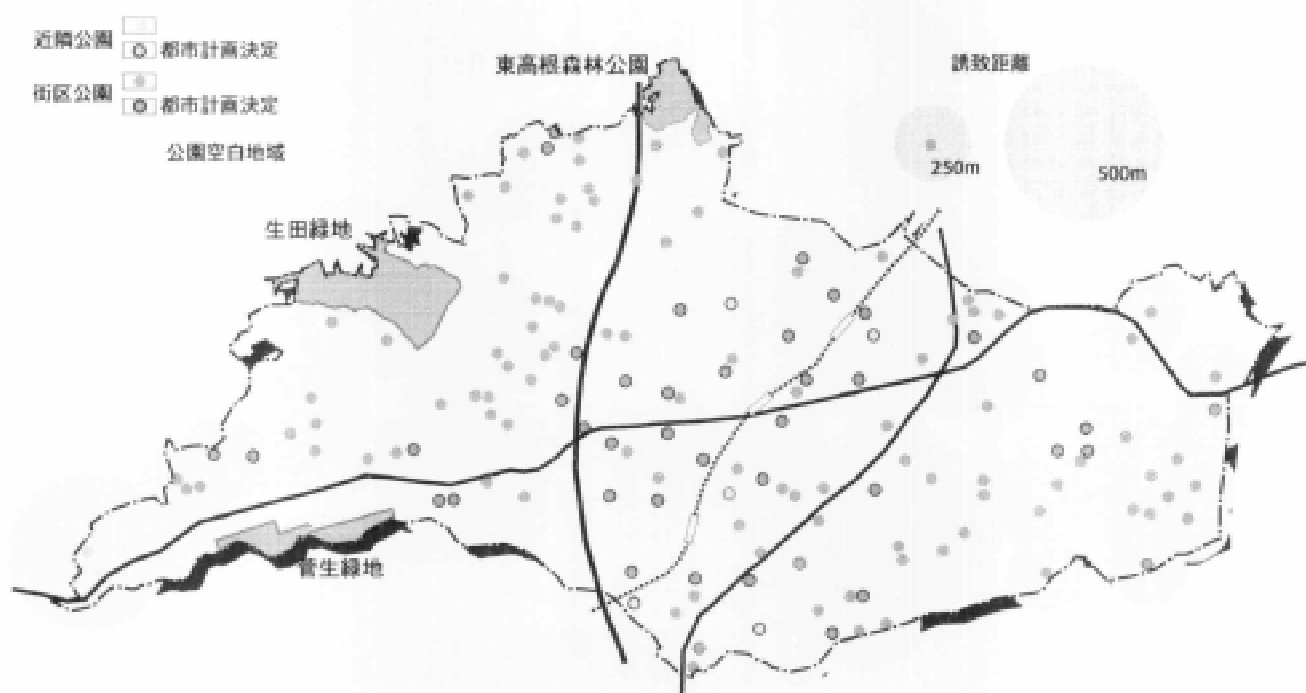
ア) 利用される公園づくり

- ・宮前区には、45ヶ所の街区公園がありますが、どれも画一的です。また、利用されずに寂れた公園もみられます。
- ・今後は、市民健康の森のように地域住民で維持管理し、地域住民から愛される公園をつくっていく必要があります。

イ) 計画的な公園配置

- ・利用される公園づくりと合わせて計画的な公園配置を行い公園空白地帯を解消していく必要があります。

■公園の分布と誘致圏



d. 宮前区の玄関としての景観づくり

- ・宮前区区づくりプランでは、宮前区を“ガーデン区”としています。他の地域から宮前区に入ったとき、宮前区を認識できることが求められています。このことから、宮前区の玄関づくりとして鉄道駅や道路、インターチェンジ周辺では、宮前区らしい景観づくりが求められています。

【対応方法と考えられる都市計画手法】

- ・具体的には、次のことを行います。

■田園都市線および川崎縦貫鉄道駅周辺

→花壇や街路樹を積極的に配置して緑化する。

→わかりやすい案内板を設置し、周辺の状況がわかるようにする。

■東名川崎IC周辺

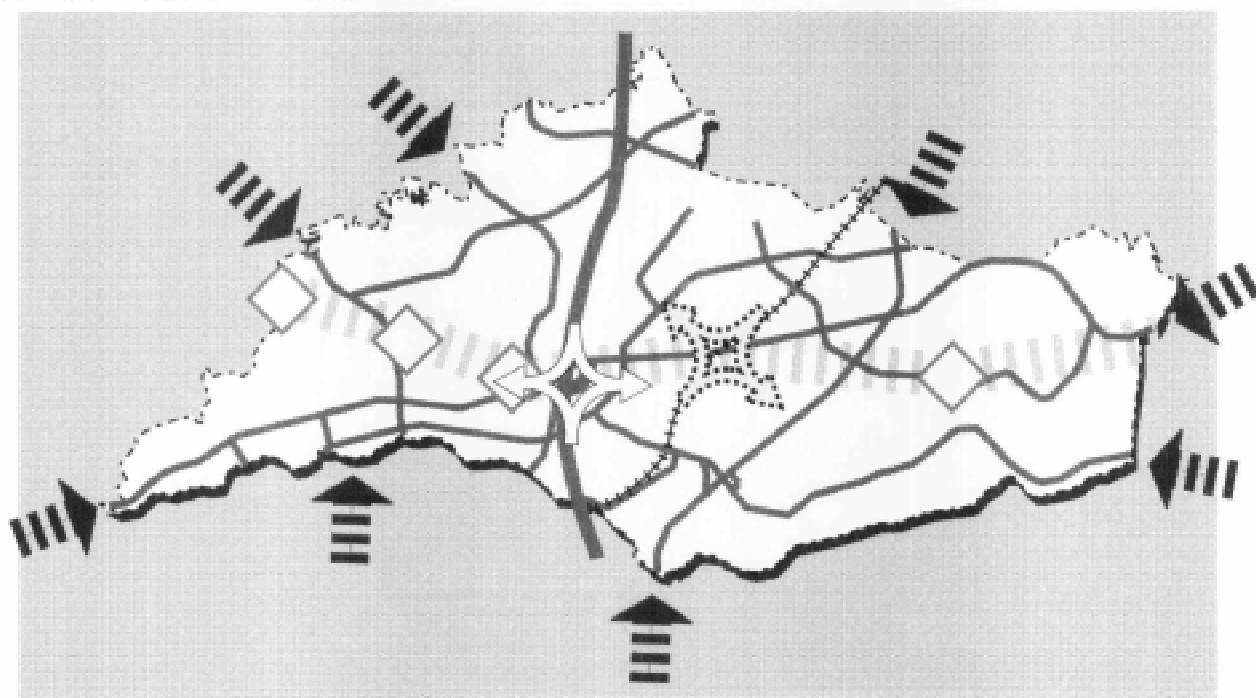
→花壇や街路樹を積極的に配置して緑化する。

→建物のデザインや商業施設の看板のデザインを秩序あるものにし宮前区らしさを表現する。

■幹線道路

→街路樹を積極的に配置して緑化する。

■宮前区の玄関としての景観づくり



2) 景観のルールづくり

- ・“1) 個性のある街並みづくり”を実現していくために、それぞれの地域において景観のルールをつくる必要があります。

【対応方法と都市計画手法】

- ・景観の規制が必要な場所については、都市計画の制度などを用いて規制、誘導していくことが考えられます。
 - 都市景観条例の活用
 - 景観形成地区の指定による景観のルールづくり
 - 地区計画・建築協定の制定による規制など
- ・また、都市施設の再整備に合わせて景観の整備を行うこともできます。
 - 共同溝の整備については、都市計画道路の整備に合わせて実施する。
 - 川崎縦貫高速鉄道駅の整備に合わせた景観整備など

3) 景観に対する意識を高める

- ・景観に対する意識を高めるためには、地域において市民参加で景観の規制、規則、ルールを検討していくことが考えられます。また、普段から、地域で自分たちのまちについて話し合えるようなコミュニティも必要です。

【対応方法と都市計画手法】

- ・具体的には次のことを行う必要があります。
 - 地区計画、建築協定、景観形成地区の指定などにより地域の住民が主体になって景観のルールを考える。
 - ・商店街の看板は、商店と利用者で考える。
 - ・自動販売機は、設置を規制するか設置する場合には、景観を損ねないデザインとした装置にするようにする。
 - ・ゴミ集積所は、地域で考える。
- ・市民一人一人もごみやたばこのポイ捨てをしないようにこころがける必要があります。

4. 都市環境方針図

- ・これまで示したものを踏まえ、宮前区の都市環境方針を次のように考えました。

まちの問題・課題	まちづくりの考え方	対応方向
○水と緑の資源を活かしたまちづくり まちのなかで緑を感じられるまちづくり 緑地、農地の減少 大気汚染 尾根の乱開発	緑の回廊づくり	緑の点・線・面の確保 まとまった緑を確保する 緑を増やす
○宅地と農地が調和したまちづくり 緑地、農地の減少 オープンスペースの減少	オープンスペースの確保 食料生産の場としての農地の確保	農地を残す 生産緑地の有効利用

まちづくりの手法

考えられる都市計画の対応

→ 緑を感じながら歩ける
まちづくり

→ 街路樹の整備 緑道の整備 緑化協定
生垣の緑化 緑化PR事業

→ 緑のネットワークづくり

→ 公園の計画的設置

→ 避難場所としてのオープンスペースの確保

→ 街路樹の整備 公園の計画的設置
街路樹の整備 生垣の緑化

延焼緩衝帯としての緑の確保

→ 今の緑をまもる

地区計画 緑化協定 市民緑地制度
緑を保全するための税制の見直し
土地区画整理事業等を行い面整備の際に緑地を確保
緑を保全するための補助
緑化条例の制定（屋上、壁面等）

生垣の緑化 緑化PR事業

→ 緑をつくる

→ 市民参加による公園づくり
建築指導要綱で緑を多く配置することを追加

→ 農地が残るように税制を見直す。

生産緑地の指定

→ 農地と宅地が調和したまちを一時避難場所として農地を指定する

市民農園の指定

土地区画整理事業
（緑住区画整理事業の活用）

→ 農業が活性化される施策を行う

JAセレサ川崎や農業継続希望者と連携した面整備

まちの問題・課題	まちづくりの考え方	対応方向
○水に親しめる 河川づくり 水に親しめない河川 水量が少ない 汚い水が流れている	防災に配慮した河川 水に親しめる河川	→ 防災を考慮した河川環境の整備 → 河川の親水化
○安心して住める まちづくり 誰もが安心して歩けるところが少ない	誰もが安心して住めるまち	→ 誰でもがどこへでも行けるまちづくり
○宮前らしさが表れた まちづくり 集合住宅が一軒建って街並みが壊れる 景観の上で公共物に地域性、個性が感じられない 自動販売機の乱設置が問題	美しい街並みをつくる	個性のある各街区の設定 景観の規制・規則・ルールをつくる 景観に対する意識を高める 市民から親しまれる公園 郷土史跡の保全活用

まちづくりの手法	考えられる都市計画の対応
→ 災害時に河川の水を消防水利、生活用水に利用する → 雨水が一度に河川に流れ込まないまちづくり	消防水利施設の設置 → 水溜まりの設置 水辺に降りられるような護岸の整備 雨水の浸透保 浸透舗装の推進 各戸に雨水升設置 → 地区計画
→ ユニバーサルデザインのまちづくり	福祉のまちづくり条例の強化 → 誘導ブロックの適正な配置と連続性の確保 移動しやすい交通システムづくり
→ 公共空間のデザイン → 景観に関する制限・誘導政策 → 景観に対する意識を高める → 地域特性を活かした公園づくり → 郷土史跡を活かした景観整備	→ ストリートファニチャーの設置 コミュニティ道路の設置 歩道の整備 → 大規模な建物のセットバックの義務化 → 地区計画・建築協定 都市景観条例の活用 → 都市景観形成地区の指定 → 地区計画・建築協定 ストリートファニチャーの設置